

## 令和4年度 年金委員の具体的な活動内容

令和4年度における年金委員の方々に活動いただきたい内容は下表のとおりである。なお、地域型年金委員については、各委員の経験などに応じ、活動可能な範囲において、簡易な活動から段階的に依頼すること。

活動内容	具体例
○制度改正に関する周知 【事業企画部】	職域型年金委員は、リーフレット等を活用し、制度改正の趣旨や内容、手続等について、職場内の従業員へ周知を行う。 地域型年金委員は、リーフレット等を活用し、制度改正の趣旨や内容、手続等について、自身が居住する地域の方へ周知を行う。
○電子申請の利用促進 【事業企画部】	職域型年金委員は、勤務する事業所の社会保険担当部署に対し、速やかな電子申請への移行を促す。 具体的には、リーフレット等を活用して次の電子申請のメリットを説明していただき、速やかな移行を促していただく。 ・電子証明書による電子申請に加え、無料のGビズID、届書作成プログラムを活用した電子申請も可能になったことから、初期費用をかけずに手軽に移行が可能であること ・大幅に事務処理時間が効率化されたことにより、紙による申請に比べて保険証の発行等が早くなったこと ・届書の処理状況が確認できること
○「ねんきんネット」の活用促進 【事業企画部】	職域型年金委員は、「ねんきんネット」に関するリーフレット等を活用し、事業所内の従業員やその家族に対して、マイナンバーカードがあればマイナポータルにログインして「ねんきんネット」を利用登録することで、簡単に年金記録の確認や年金見込額の試算等ができることを周知する。また、「ねんきんネット」の各種機能の周知を行うとともに、年金見込額の試算機能を活用して、将来の生活設計について考えていただくように呼びかけを行う。さらに、ねんきん定期便のペーパーレス化を促していただく。 地域型年金委員は、「ねんきんネット」に関するリーフレット等を活用し、自身が居住する地域の自治会・町内会において、地域住民に対して、マイナンバーカードがあればマイナポータルにログインして「ねんきんネット」を利用登録することで、簡単に年金記録の確認や年金見込額の試算等ができることを周知する。また、「ねんきんネット」の各種機能の周知を行うとともに、年金見込額の試算機

	能を活用して、将来の生活設計について考えていただくように呼びかけを行う。さらに、ねんきん定期便のペーパーレス化を促していただく。
○「ねんきん定期便」を活用したご自身による年金記録確認の呼びかけ 【事業企画部】	職域型年金委員は、リーフレット等を活用し、事業所内の従業員やその家族に対して、お手元に届いた「ねんきん定期便」による年金記録確認の呼びかけを行う。 地域型年金委員は、リーフレット等を活用し、自身が居住する地域の自治会・町内会において、被保険者の方（年金制度加入中の方）に対して、お手元に届いた「ねんきん定期便」による年金記録確認の周知を行う。
○資格取得時における本人確認の徹底 【厚生年金保険部】 【年金記録企画部】	職域型年金委員は、基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けを進めるため、厚生年金の資格取得時に、機構においてマイナンバーの有無の確認を行っており、マイナンバーの確認ができなかった場合は、住民票上の住所の照会を行っていること及び基礎年金番号とマイナンバーを紐付けることによって、氏名・住所等変更届出の提出が不要となることについて、機構ホームページにおける事業主の方への案内等を活用することにより、事業所内の社会保険事務担当者へ周知を行う。
○短時間適用拡大の周知 【厚生年金保険部】	職域型年金委員は、所属する事業所の事業主及び従業員に対し、労使合意があれば500人以下の企業も短時間適用拡大の手続きが可能であることについて、リーフレット等を活用し周知する。 (短時間労働者の更なる適用拡大) また、令和4年10月以降は、短時間労働者の適用拡大の対象事業所が101人以上の企業に拡大し、あわせて短時間労働者の加入要件についても雇用期間要件(1年)が廃止されることをリーフレット等を活用し周知する。
○適用除外要件の見直し 【厚生年金保険部】	職域型年金委員は、所属する事業所の事業主及び従業員に対し、令和4年10月から厚生年金保険法等に規定される「臨時に使用される者」の適用除外の取扱いが変更され、二月以内の期間を超えて使用されることが見込まれる場合は当初から資格取得することについて、リーフレット等を活用し周知する。

<p>○適正な届出の促進 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、リーフレットや機構ホームページにおける事業主の方への案内等を活用することにより、適用関係届書について、制度周知を行い、正確な届出を行っていただくよう事業所内の社会保険事務担当者へ依頼する。特に、適用すべき被保険者の届出や、算定基礎届の期限内の提出、遡及しての資格喪失届、標準報酬月額変更届等の提出がないよう周知する。</p> <p>また、被保険者資格の取得・喪失又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう周知する。</p>
<p>○適用事業所情報等の適正な届出の徹底 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、事業主の変更があった場合に提出する事業所関係変更届等の適用事業所情報に関する届出について、適正に手続きいただくよう、事業所内の社会保険事務担当者へ依頼する。</p>
<p>○個人番号の正確な記載の徹底 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、オンライン資格確認並びにマイナンバーカードの健康保険証利用が開始されたことを踏まえ、資格取得届や被扶養者異動届の提出の際、マイナンバーをもれなく正確に記載していただくよう、事業所内の社会保険事務担当者へ周知を行う。</p>
<p>○外国人技能実習生受入事業所への年金制度周知 【国民年金部】 【厚生年金保険部】</p>	<p>外国人技能実習生の受入を行っている事業所の職域型年金委員は、所属する事業所の外国人従業員に対し、日本の年金制度について、リーフレット等を活用し周知する。</p>
<p>○育児休業に係る保険料免除の見直し 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、所属する事業所の事業主及び従業員に対し、令和4年10月から厚生年金保険法等が改正され、育児休業期間の保険料免除の要件が変更されることについて、リーフレット等を活用し周知する。</p>
<p>○「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務」についての周知 【国民年金部】 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、令和2年4月1日から健康保険被扶養者及び国民年金第3号被保険者の認定について、国内に居住していることが要件として追加されたことを、事業所内の社会保険事務担当者によりリーフレット等を活用して周知するとともに正確な届出を行っていただくよう依頼する。</p> <p>また、「健康保険被扶養者（異動）届」に添付する証明書類の取扱い（被保険者と被扶養者のマイナンバーを記載し、必要事項を事業主が確認している場合など、一定の要件を満たしている場合には、証明書類の添付省略が可能）及びオンライン資格確認に伴うマイナンバーの適正な届出について、周知する。</p>

<p>○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例改定 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、所属する事業所の事業主及び社会保険事務担当者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等について、急減月に受けた報酬に基づき、急減月の翌月から標準報酬月額の改定・決定を行う特例措置が講じられていることについて、周知する。</p>
<p>○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例改定に係る休業回復（随時改定） 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、所属する事業所の事業主及び社会保険事務担当者に対し、特例改定を受けた者に係る休業が回復し、特例改定により決定した標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した際には、その翌月から標準報酬月額を改定する手続きが必要となることについて、周知する。</p>
<p>○新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等に従事する者に対する収入に関する特例 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務に従事する医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、被扶養者の認定に係る年間収入に含めない特例措置が実施されていることについて、周知する。</p>
<p>○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う厚生年金保険料等の納付が困難な事業主への猶予制度の周知 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、所属する事業所の事業主に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な場合に猶予制度が受けられることがあることについて、周知する。</p>
<p>○厚生年金保険料等の口座振替の利用促進 【厚生年金保険部】</p>	<p>職域型年金委員は、厚生年金保険料等の口座振替の利用により、金融機関窓口における現金納付の負担が軽減されるほか、毎月の保険料の納付漏れが防止できる利点について、周知する。</p>
<p>○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料に係る臨時特例免除手続等の周知 【国民年金部】</p>	<p>地域型年金委員は、自身が居住する地域において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者は国民年金保険料臨時特例免除が適用されることについて、周知する。</p>
<p>○産前産後期間の免除制度に関する周知 【国民年金部】</p>	<p>地域型年金委員は、平成31年4月から産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことを、自身が居住する地域へ周知する。</p>
<p>○20歳到達者をはじめ若年者に対する制度周知 【国民年金部】</p>	<p>地域型年金委員は、自身が居住する地域において、20歳到達者をはじめとする若年者に加え、世帯主に対しても納付することについてのメリットをパンフレットや動画を活用し、納付方法、免除・学生納付特例制度について、周知を行う。</p>

<p>○口座振替の利用促進 【国民年金部】</p>	<p>地域型年金委員は、国民年金保険料の口座振替利用による前納・早割が、現金納付に比べて保険料の割引額が高く有利であることを、自身が居住する地域へ周知する。 また、現金、クレジットカードによる2年前納と現金による任意の月から翌年度末までの前納も可能であることを併せて説明する。</p>
<p>○追納・任意加入制度の周知 【国民年金部】</p>	<p>地域型年金委員は、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間の保険料を追納することや、未納、未加入期間がある方が60歳以降に任意加入制度を利用することにより、年金額を増やすことができることを、自身が居住する地域へ周知する。</p>
<p>○日本国内・国外へ出入国される方への年金手続きの周知 【国民年金部】</p>	<p>地域型年金委員は、日本国内・国外へ出入国される場合に国民年金の資格取得、喪失手続きが必要であることや、任意加入制度を利用することにより、引き続き国民年金に加入することが可能であることを、自身が居住する地域へ周知する。</p>
<p>○国民年金の加入手続き、保険料免除申請書等の電子申請が開始されることの周知 【国民年金部】</p>	<p>令和4年5月よりマイナポータルを利用した国民年金の加入手続、保険料の免除申請等が開始されることについて周知する。</p>
<p>○制度改正（繰り上げ制度及び繰り下げ制度の見直し）にかかる周知 【年金給付部】</p>	<p>職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し、「老齢年金ガイド」や日本年金機構ホームページ等を活用し、高齢期の生活設計に深くかわる繰り上げ制度及び繰り下げ制度の見直しについて周知する。 また、地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し同様に周知する。</p>
<p>○制度改正（在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入及び加給年金制度の見直し）にかかる周知 【年金給付部】</p>	<p>職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し、「老齢年金ガイド」や日本年金機構ホームページ等を活用し、65歳前の老齢年金の在職支給停止となる基準（28万円⇒47万円）の見直し、65歳以降の老齢年金の在職定時改定の導入及び加給年金の支給条件の見直しについて周知する。 また、地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し同様に周知する。</p>

<p>○老齢年金請求の案内（勸奨） 【年金給付部】</p>	<p>職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し、「老齢年金ガイド」や「老齢年金の請求手続きのご案内」等を活用し、制度の概要や請求手続き等について周知するとともに、老齢年金の請求勸奨を行う。</p> <p>また、地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し同様に周知する。</p>
<p>○遺族年金の制度（死亡一時金・寡婦年金・未支給年金を含む）の周知や請求の案内（勸奨） 【年金給付部】</p>	<p>地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し、年金受給者や被保険者の死亡時に遺族が受給できる給付（遺族年金・寡婦年金・死亡一時金・未支給年金）について、「遺族年金ガイド」等を活用し、制度の概要や請求手続き等について周知や請求の案内を行う。</p> <p>また、職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し同様に周知する。</p>
<p>○障害年金の制度の周知や請求の案内（勸奨）（特に傷病手当金の受給者や病气やけがで療養中の方） 【年金給付部】</p>	<p>地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し、「障害年金ガイド」、「障害年金のご案内」等を活用し、制度の概要や請求手続き等について周知や請求の案内を行う。</p> <p>また、職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し、「障害年金ガイド」、「障害年金のご案内」等を活用し、制度の概要や請求手続き等について周知や請求の案内を行うとともに、傷病手当金や労災年金との調整の仕組みについて周知する。</p>
<p>○眼の障害認定基準改正に係る周知 【年金給付部】</p>	<p>地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し、改正に係るチラシ等を活用し、令和4年1月に改正された眼の障害年金の認定基準について周知を行う。</p> <p>また、職域型年金委員は、所属する事業所の事業主、社会保険事務担当者及び従業員に対し同様に周知する。</p>
<p>○共済組合期間を有する者の年金請求手続き等に関する案内・周知 【年金給付部】</p>	<p>地域型年金委員は、自身が居住する地域の住民に対し、共済組合期間を有する者の年金請求手続き等に関する留意事項（各種年金請求書の提出先等）について案内・周知する。</p>
<p>○年金生活者支援給付金の制度の周知や請求の案内（勸奨） 【年金給付部】</p>	<p>地域型年金委員は、自身が居住する地域住民に対し、「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内」等を活用し、制度の概要、支給要件、留意事項（世帯構成の変更により請求が可能等）、請求手続き等について周知や請求の案内を行う。</p>
<p>○扶養親族等申告書の提出の呼びかけ 【特定事業部】</p>	<p>職域型年金委員は、チラシ等を活用し、扶養親族等申告書の提出について、従業員へ周知するとともに、従業員の家族等に対し申告書が送付された場合には、速やかな提出を案内するよう職場内で呼びかけを行う。</p> <p>地域型年金委員は、チラシ等を活用し、扶養親族等申告書</p>

	<p>の提出について、地域の方々へ周知するとともに、家族等に対し申告書が送付された場合には、速やかな提出を案内するよう呼びかけを行う。</p>
<p>○「ねんきん月間」・「年金の日」の取組への協力 【相談・サービス推進部】</p>	<p>「ねんきん月間」や「年金の日」に重点的に実施する取組について、職域型年金委員は、年金事務所と連携し事業所内において制度説明会や「ねんきんネット」の周知を行う。地域型年金委員は、年金事務所と連携し、自身が居住する地域へ年金制度に関するチラシ等の送付や「ねんきんネット」の周知を行う。</p>
<p>○予約相談の周知 【相談・サービス推進部】</p>	<p>職域型年金委員は、事業所内で予約相談チラシの掲示及び配付を行い、従業員に対する周知を行う。</p> <p>地域型年金委員は、自身が居住する地域へ予約相談チラシの掲示及び送付を行う。</p>
<p>○地域と制度をつなぐ役割を担えるようになるための取組 【相談・サービス推進部】</p>	<p>地域型年金委員は、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるため、地域と制度のパイプ役を担うことが期待されている。日本年金機構では、地域型年金委員が公的年金制度に関する理解を深め、活動の活性化が可能となるよう、地域型年金委員連絡会や年金委員研修会を実施するとともに、情報提供のあり方を工夫する。なお、地域型年金委員においては、各委員のこれまでの経験などを踏まえ、上記連絡会等で機構がお伝えする内容について、チラシの配布やポスターの掲示など、簡易な活動から協力を要請すること。</p>

(注)【 】内は、機構本部における担当部。